

2022年 9月 3日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

安倍元首相の「国葬」開催の中止を申し入れる要請書

岸田政権は7月22日、選挙演説中に銃撃され死去した安倍元首相の「国葬」を9月27日に開催することを閣議決定しました。

しかし、日本には国葬を規定した法令はありません。戦前の「国葬令」も、天皇制美化や侵略戦争推進に国葬が利用されてきた反省から1947年に失効しています。

特定の人物の死を「国葬」として取り扱うことは、国家権力が国民にその人物への弔意を強制することであり、憲法で保障された「内心の自由」を侵す行為です。ましてや安倍元首相は、在任中、憲法違反の「安保法制（戦争法）」や二度にわたる消費税増税などを国民の強い反対を無視して強行するなど、国民から強い批判を受けてきた政治家です。そうした政治家の功績を称えるとして「国葬」実施を強行することは許されません。

戦後、吉田茂元首相が死去した際も自民党政府は「国葬」を行いました。また、昭和天皇が死去したときは「皇室典範」を根拠とした国葬が行われました。このときには、多くの職場や教育現場で「黙とう」などが強制されました。今回もそうした強制が行われる危険もあります。

第7回定期大会の総意として、安倍元首相の「国葬」強行に反対であり、ただちに「国葬」の開催を中止するよう強く申し入れます。

J M I T U通信産業本部 第7回定期大会

本部執行委員長 宇佐美 俊一

東京都世田谷区松原3-41-15 NTT松沢別館2F